

第4回 医療等分野における番号制度の活用等
に関する研究会資料

「医療等分野での番号活用の考え方と 想定するユースケース(案)に対する 番号の比較」

平成26年9月30日

日本電気株式会社

はじめに

- 第3回の研究会では、医療等分野での番号の利活用について、ユースケース別に説明しましたが、ユースケースごとに対象とする番号や前提条件が異なっており、比較検討ができないとの意見をいただきました。
 - そこで今回は、番号の位置づけを整理した上で、ユースケースを検討いただくため、以下のとおり、資料を準備しました。
 - ・ ユースケースで比較する番号の定義と番号制度との関係を整理する (1)～(2)
 - ・ 医療等分野の情報連携のユースケースと全体の体系を整理する (3)～(4)
 - ・ 見えるか見えないか、医療等分野に限定するかしないかの区別により、番号を分類して、それぞれのメリットとデメリットを整理する (5)～(6)
- 以上の整理の後、ユースケースごとに、達成したい目的と発展性について、それぞれの番号による実現可能性を比較しました。 (7)～(10)

(1) ユースケースで比較する番号の整理 (この資料での想定)

①マイナンバー(個人番号)

②医療等分野の見える番号

※医療等分野で利用するための番号として、仮に、マイナンバーとは別に、新たに住民票コード等から、国民1人1番号の見える番号を発行した場合を想定

③医療等分野の符号(見えない番号)

※仮に、マイナンバーのリンクコード(機関別符号)を変換する方法等により、国民1人1番号で重複がなく、かつ、番号制度の情報提供ネットワークとはリンクしない、医療等分野で利用される「見えない番号」を発行した場合を想定

④保険者番号 + 被保険者証の記号・番号

⑤医療機関No. + 患者ID

既存の番号

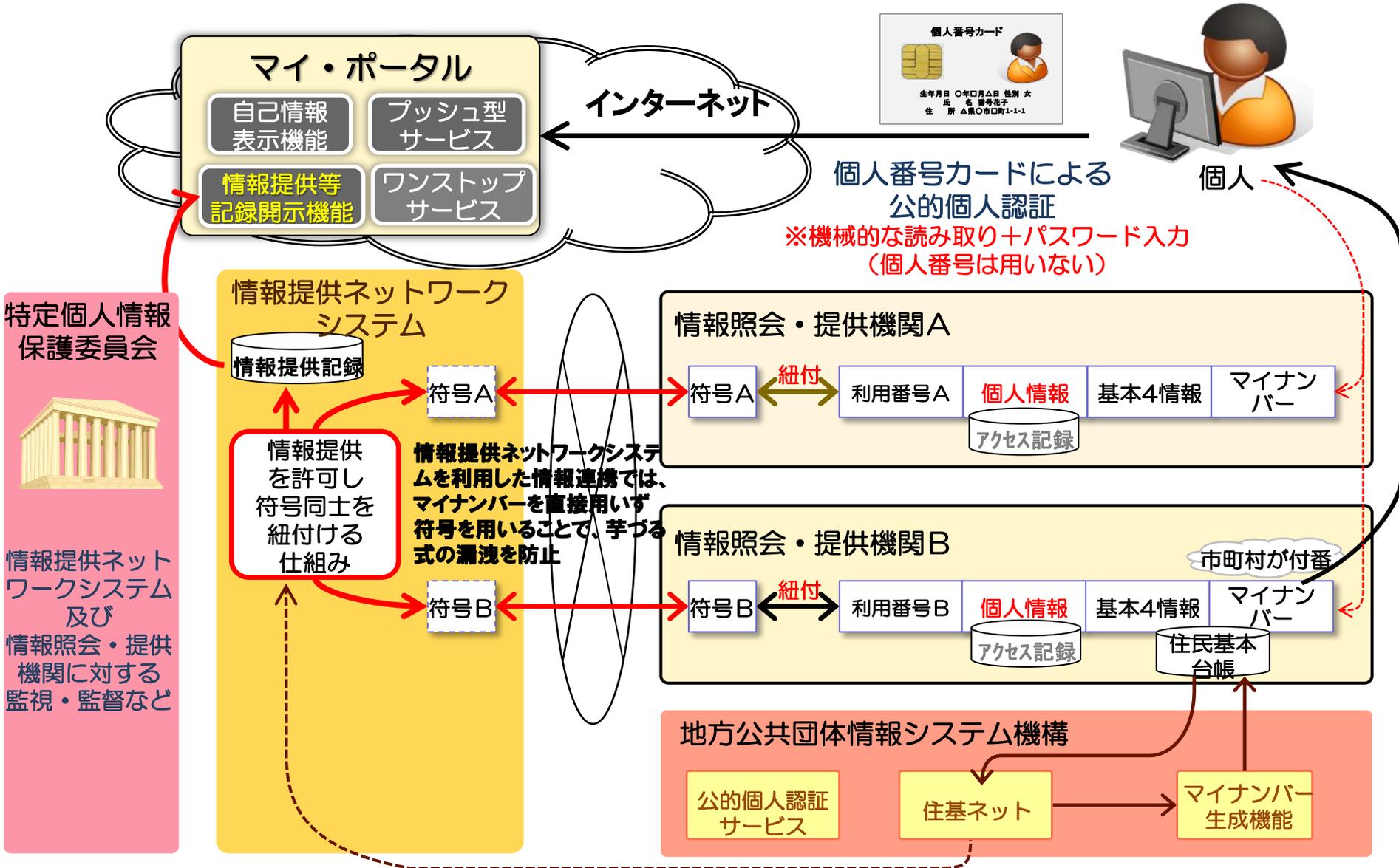
※ユースケースごとに、①～⑤の番号について比較します。

(参考1) マイナンバーの利用範囲は番号法の別表に規定されている

社会 保障 分野	年金分野	<p>⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</p> <p>○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務</p> <p>○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務</p> <p>○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務</p> <p>○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等</p>	別表第一(第9条関係)
	労働分野	<p>⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</p> <p>○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務</p> <p>○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等</p>	
	福祉・医療・その他分野	<p>⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</p> <p>○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務</p> <p>○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務</p> <p>○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務</p> <p>○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務</p> <p>○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務</p> <p>○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務</p> <p>○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務</p> <p>○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務</p> <p>○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等</p>	
税分野	⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。		
災害対策 分野	<p>⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</p> <p>⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。</p>		
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。			

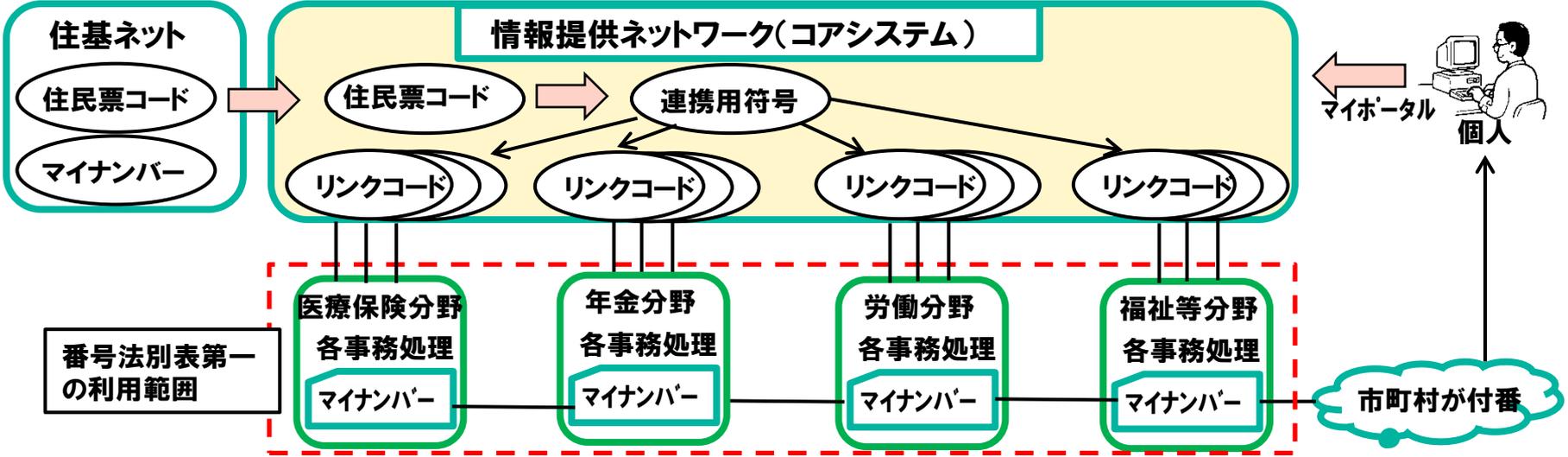
(参考2) 番号制度における情報連携システム

【番号制度シンポジウム
「社会保障・税に関わる番号制度について(政府説明資料)」より】



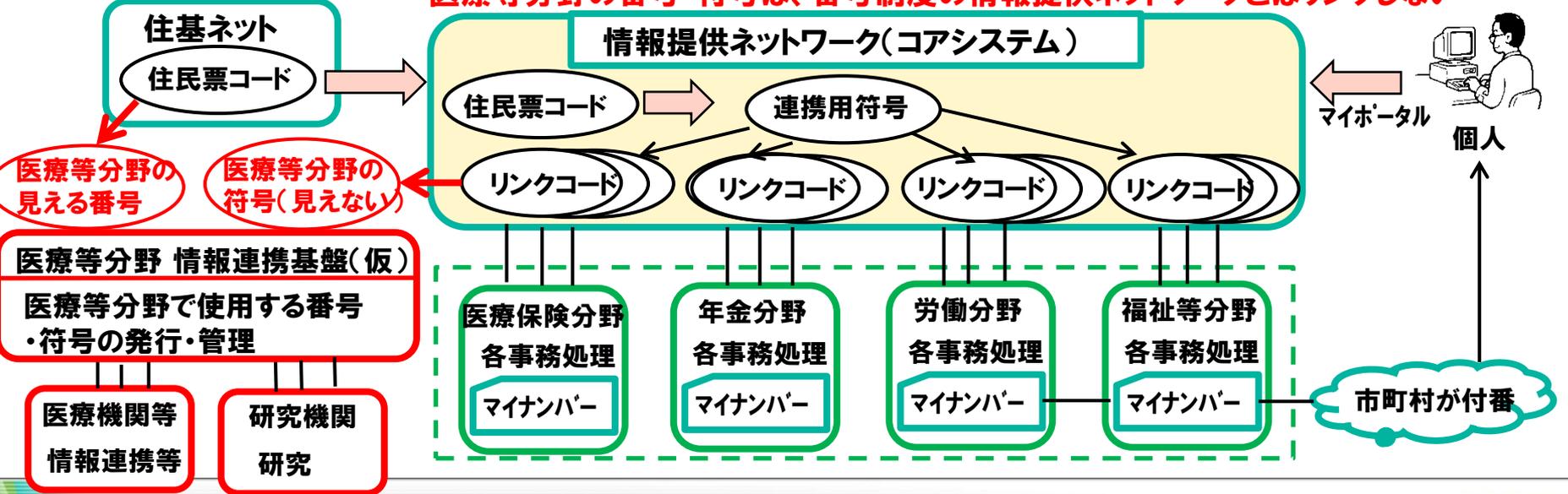
(2) 医療等分野の見える番号と符号 (番号制度との関係)

【マイナンバー制度】

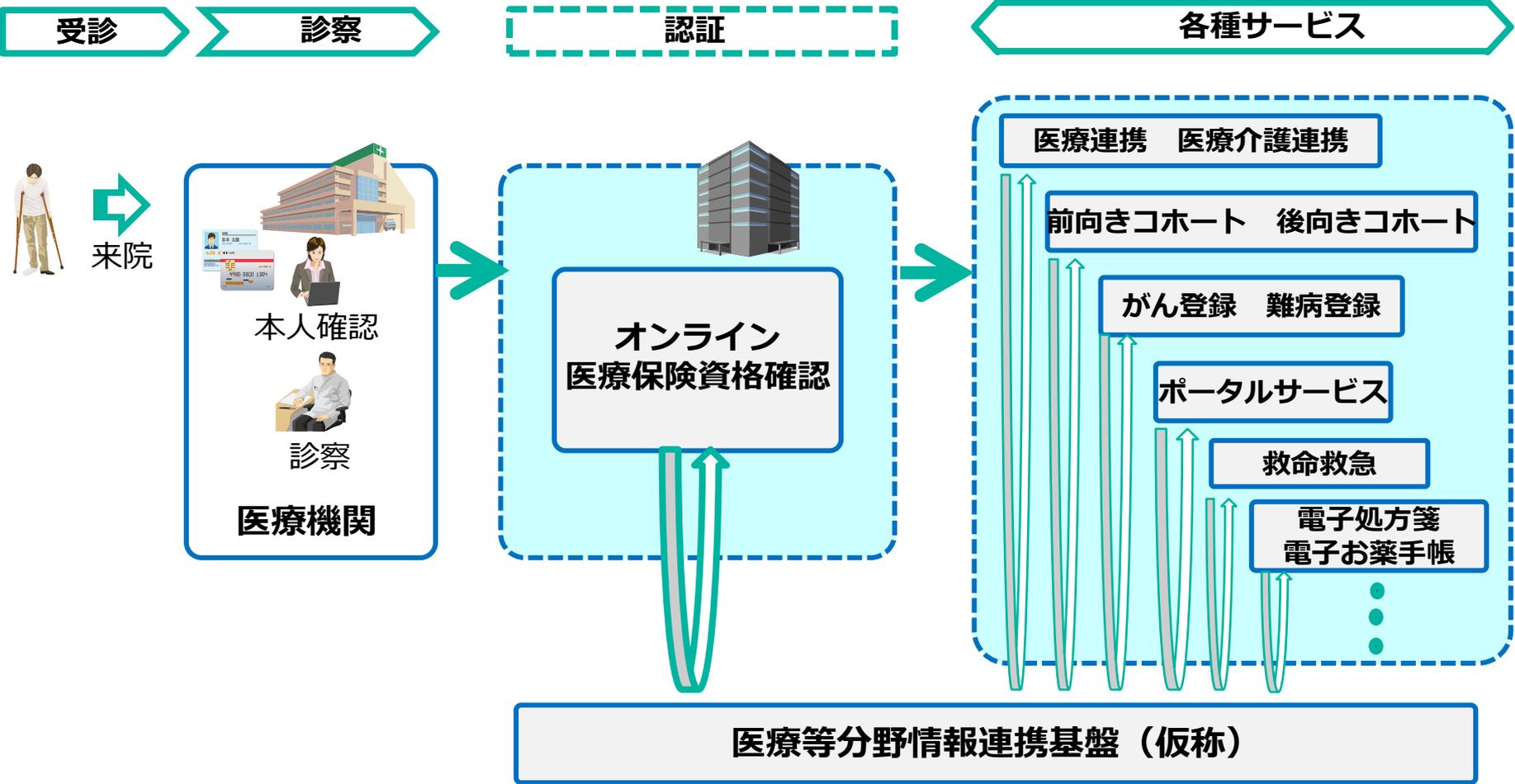


【医療等分野の番号の仕組み】

医療等分野の番号・符号は、番号制度の情報提供ネットワークとはリンクしない



(3) 医療等分野 情報連携基盤(仮称)と各種サービスの提供

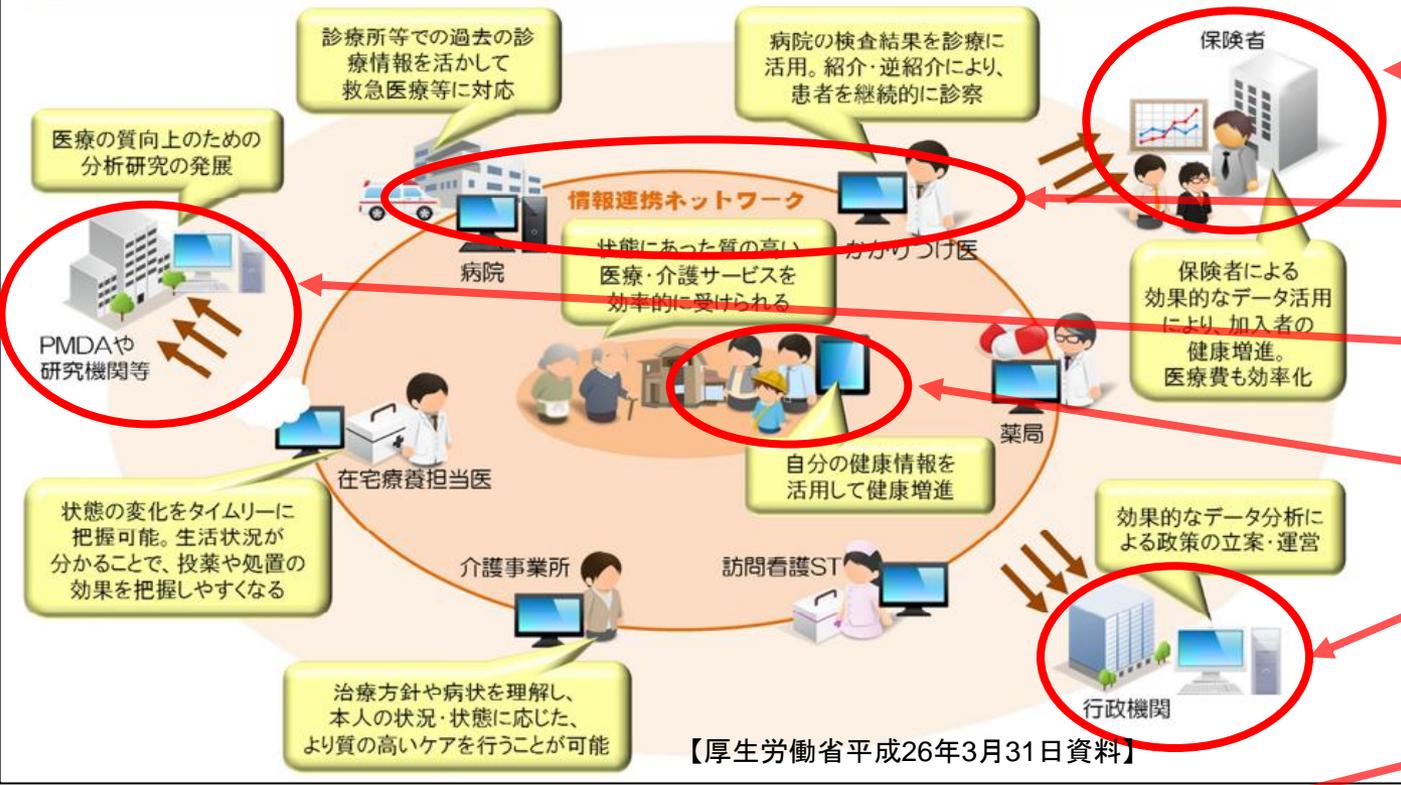


医療等分野において、オンラインによる医療保険資格確認を行うことは、国民皆保険制度を基礎とした日本では、各種サービスの前提となる

(4) 医療等分野の情報連携のユースケースと全体の体系

医療等分野のICT化が目指す将来像のイメージ

医療・介護サービスの質の向上と持続可能な社会保障制度の確保を目指したICT利活用



第3回研究会で提示したユースケース

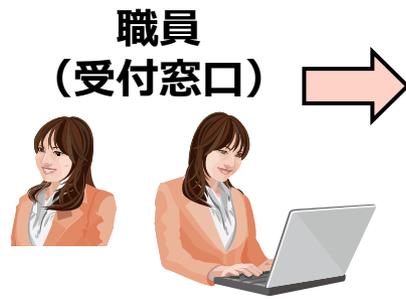
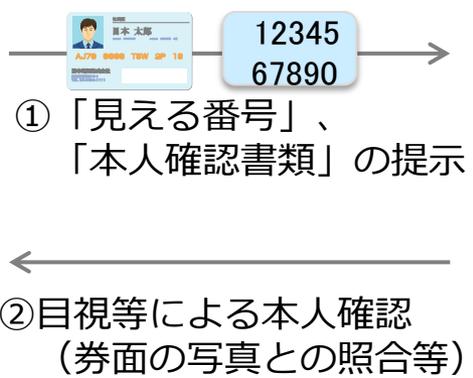
- 保険者間の連携
- 地域連携、地域間連携
- コホート研究、NDB
- 予防接種案内、PHR
- がん登録
- オンラインの保険資格確認

オンラインの保険資格確認

国民皆保険制度の日本では「オンラインの保険資格確認」は、基盤とみなすことができる

(5) 見える番号、見えない番号(符号)でどのように違うか

見える番号



③ 番号を確認しながら手入力



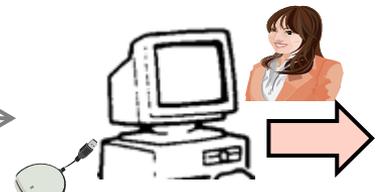
窓口職員がいる前提となるため、サービス利用が業務時間内に限られる。

職員による誤読・入力ミスも想定される。

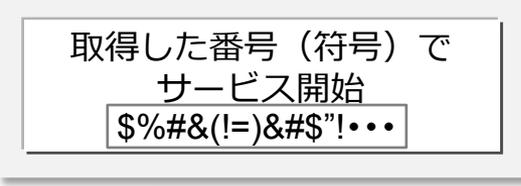
見えない番号(符号)



② 「PIN(Personal identification number) 入力」等による本人確認
※PINを要求しない方法も考えられます

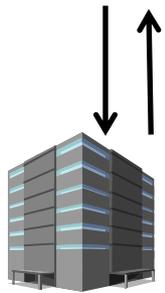


③ 本人確認
番号(符号)を取得



基盤により取得した符号により、業務時間外(夜間や緊急時など)のバックオフィス連携が可能となる。

本人確認で機械的チェックが行える。確実に本人の番号(符号)が取得できる。



医療等分野 情報連携基盤(仮称)

- ・番号(符号)の発行・管理等
- ・本人確認(認証/認可)

(6) 番号の分類とメリット・デメリット

	マイナンバー	医療等分野での番号	医療等分野での符号
見える/見えない	見える	見える	見えない
医療等分野で使う上でのメリット	<ul style="list-style-type: none"> 医療等分野で使用するために改めて番号を発行する必要がない 	<ul style="list-style-type: none"> 医療等分野に限定されているので、マイナンバーと比べて、不正利用による影響範囲が小さい 	
	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 見える番号と比べて、不正利用のリスクが小さい 人が介在しなくてもサービスが利用できる（バックオフィス連携）
医療等分野で使う上でのデメリット	<ul style="list-style-type: none"> 見えない番号と比べて、漏洩等による不正利用のリスクが高い 基本的に人が介在しなければサービスを利用できない 		-
	<ul style="list-style-type: none"> 不正利用の場合に医療等分野以外にも影響が及ぶリスクがある 	<ul style="list-style-type: none"> 改めて番号を発行し、更に全国民に通知・説明する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 改めて符号を発行する必要がある
検討事項	医療等分野でマイナンバーを使用するためには法律改正が必要	医療等分野で新たに番号・符号を発行・管理する場合、番号法との関係を整理する必要（番号制度の情報提供ネットワークとはリンクしない）	

各ユースケースにおける番号の検討

(7) 医療事務における番号の利用 (1/10)

ユースケース : オンラインの医療保険資格確認

オンラインによる医療保険資格確認の目的

- ・平成25年度の支払基金のデータでは、資格関係誤りレセプト件数は約247万件です(このうち、資格喪失後の受診件数は約110万件、旧被保険者証の使用で発生した件数は約7.1万件)。
- ・主な原因は、新しい被保険者証の確認漏れと保険医療機関等での入力ミスです。これらによる請求誤りを解消して、正しい保険請求を確保することが目的です。

資格確認からの発展性

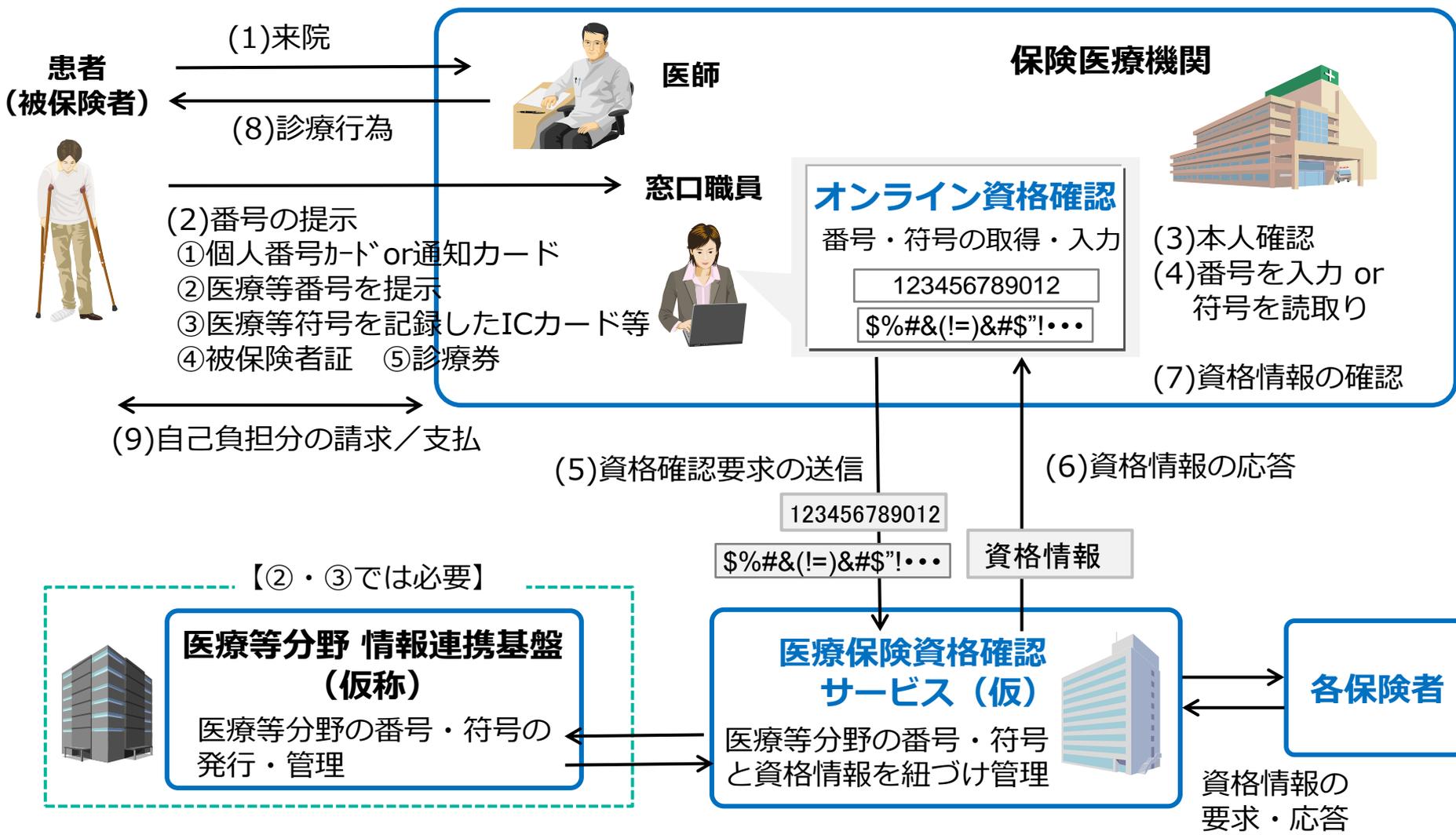
- 各保険医療機関・薬局では、資格確認と同時に、正しい保険者番号、被保険者記号・番号を医事システムに伝達し、入力ミスを解消できます。
- 各保険医療機関・薬局では、正しい資格情報の確認により、診療・調剤報酬の請求誤りを解消することができます。
- 保険者では、請求誤りによる返戻等の事務を解消することができます。
- 将来的には、高額療養費の自己負担限度額や多数該当の情報が、患者が提示する限度額適用認定証に代えて、保険者から保険医療機関等にオンラインで通知されれば、患者や保険者の事務負担の軽減につながります。

仕組みを検討する上での条件

- ・受付窓口では、患者や窓口職員の利便性の観点から、PIN入力をしない簡易な本人確認の方法が求められます。
- ・医療保険資格確認サービス(仮称)では、問い合わせを行う保険医療機関・薬局の認証を行う必要があります。
- ・運用の移行期間では、現行どおりの保険資格確認を行う必要があります。

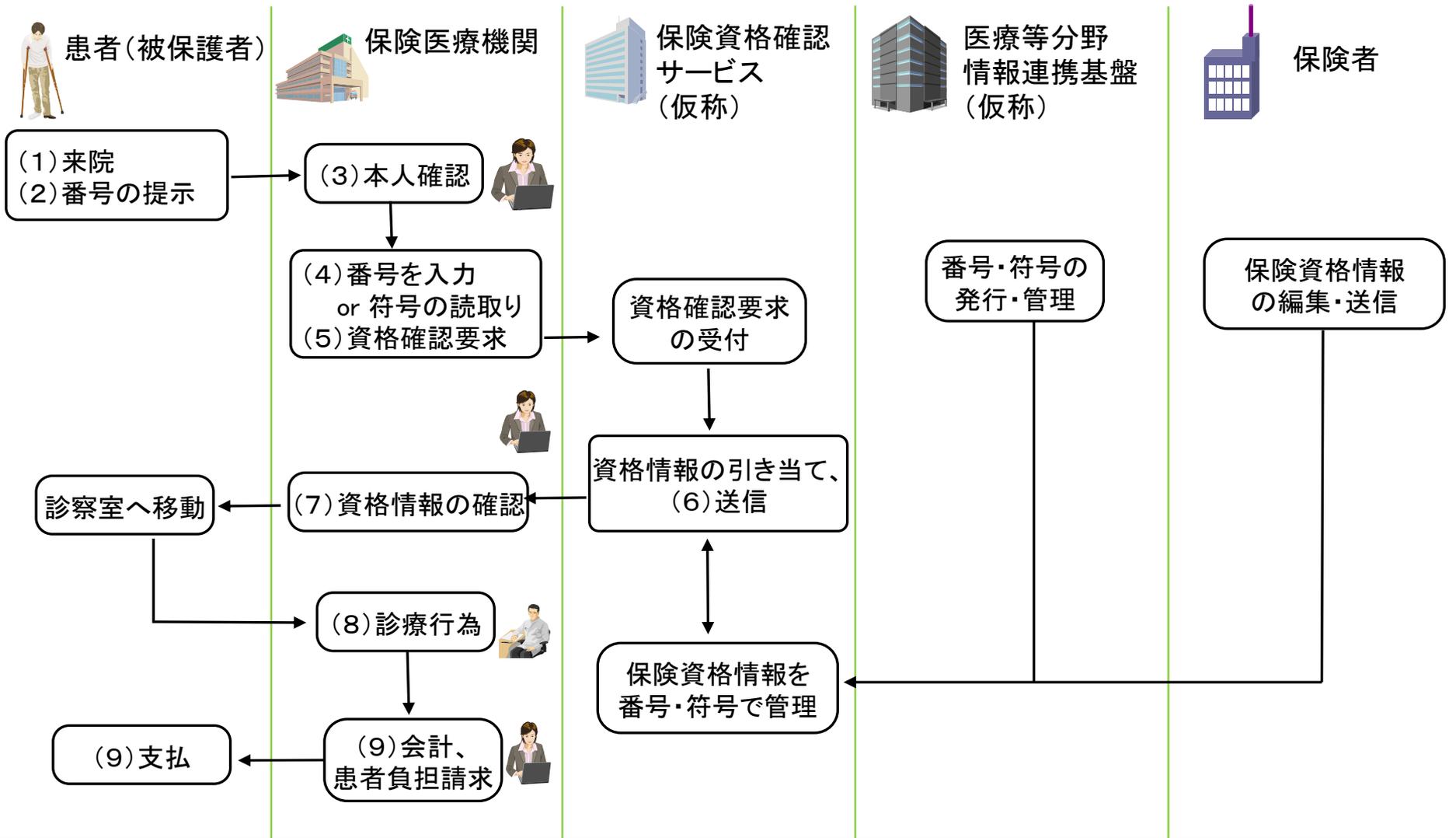
(7) 医療事務における番号の利用 (2/10)

実施イメージ(1/2)



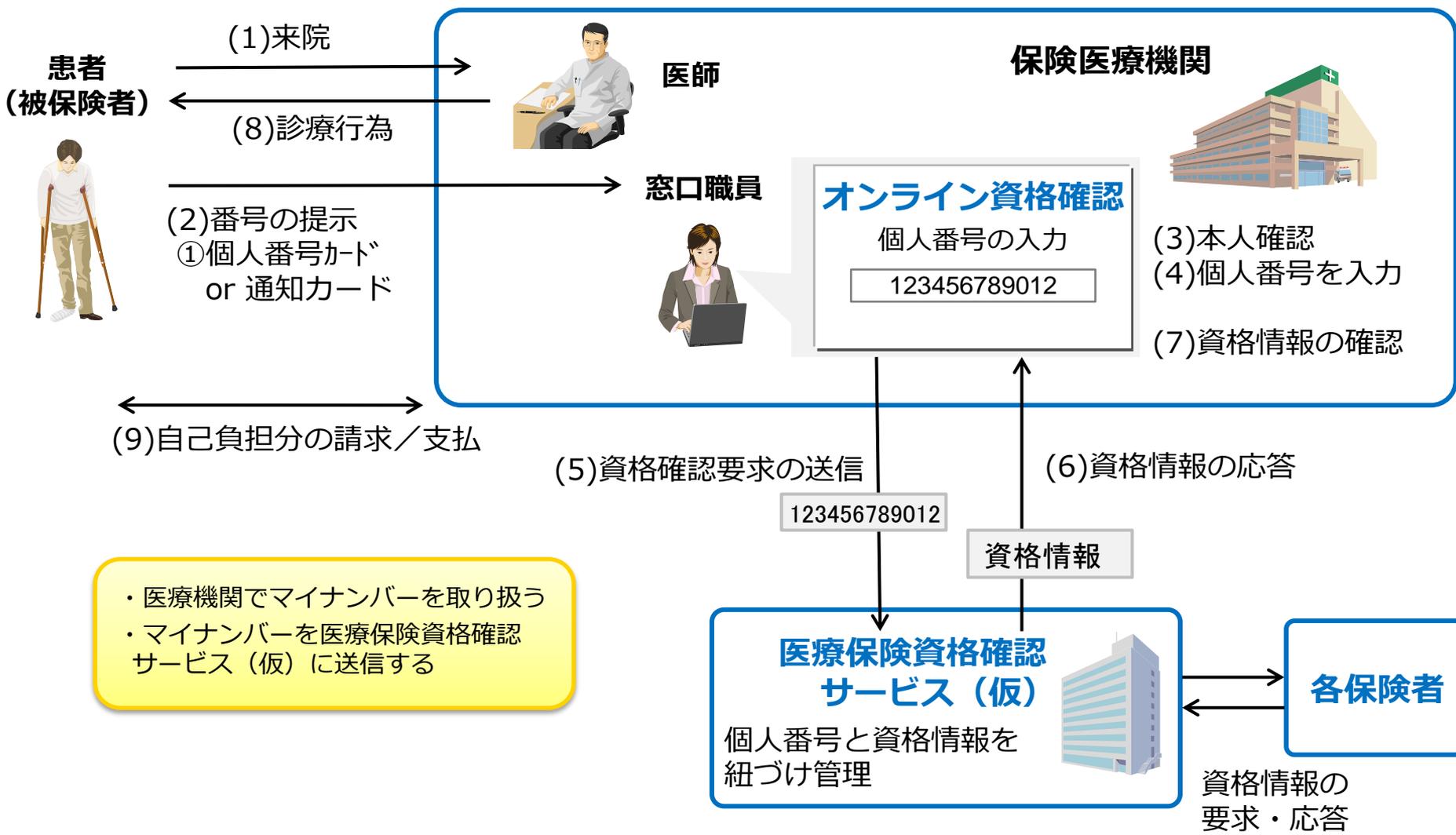
(7) 医療事務における番号の利用 (3/10)

実施イメージ(2/2)



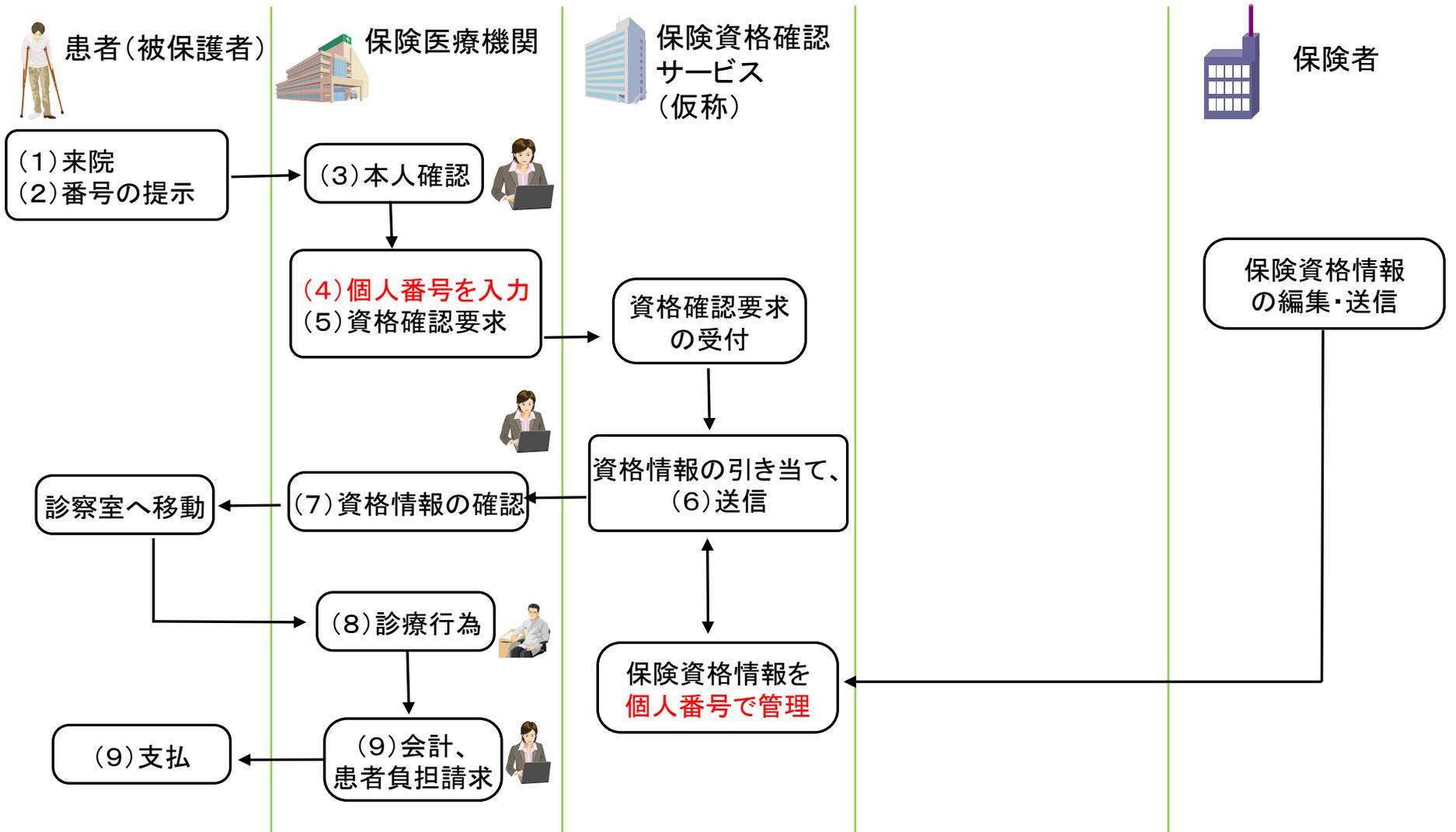
(7) 医療事務における番号の利用 (4/10)

実施イメージ(①マイナンバー(個人番号)利用ケース)(1/2)



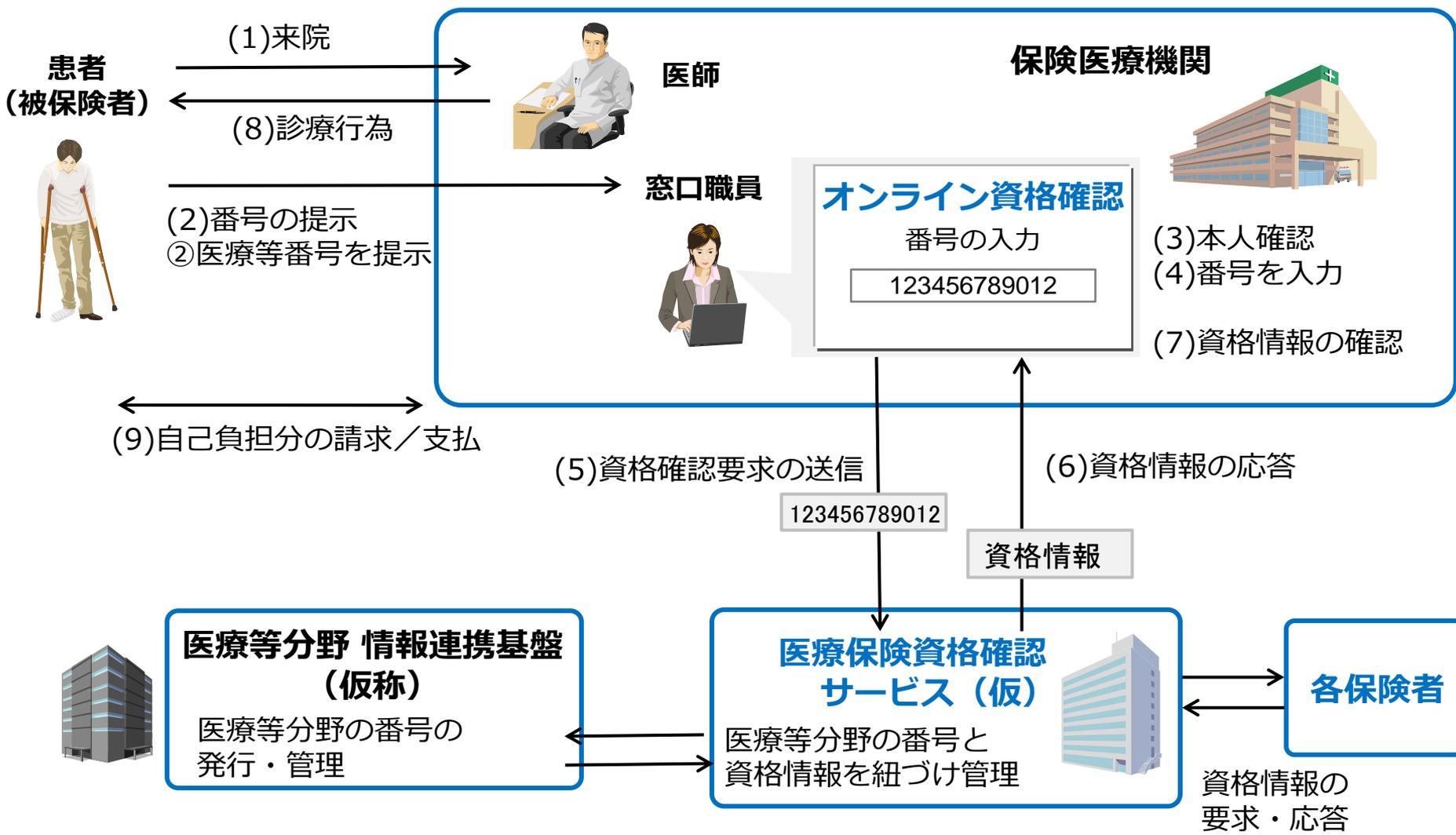
(7) 医療事務における番号の利用 (5/10)

実施イメージ(①マイナンバー(個人番号)利用ケース)(2/2)



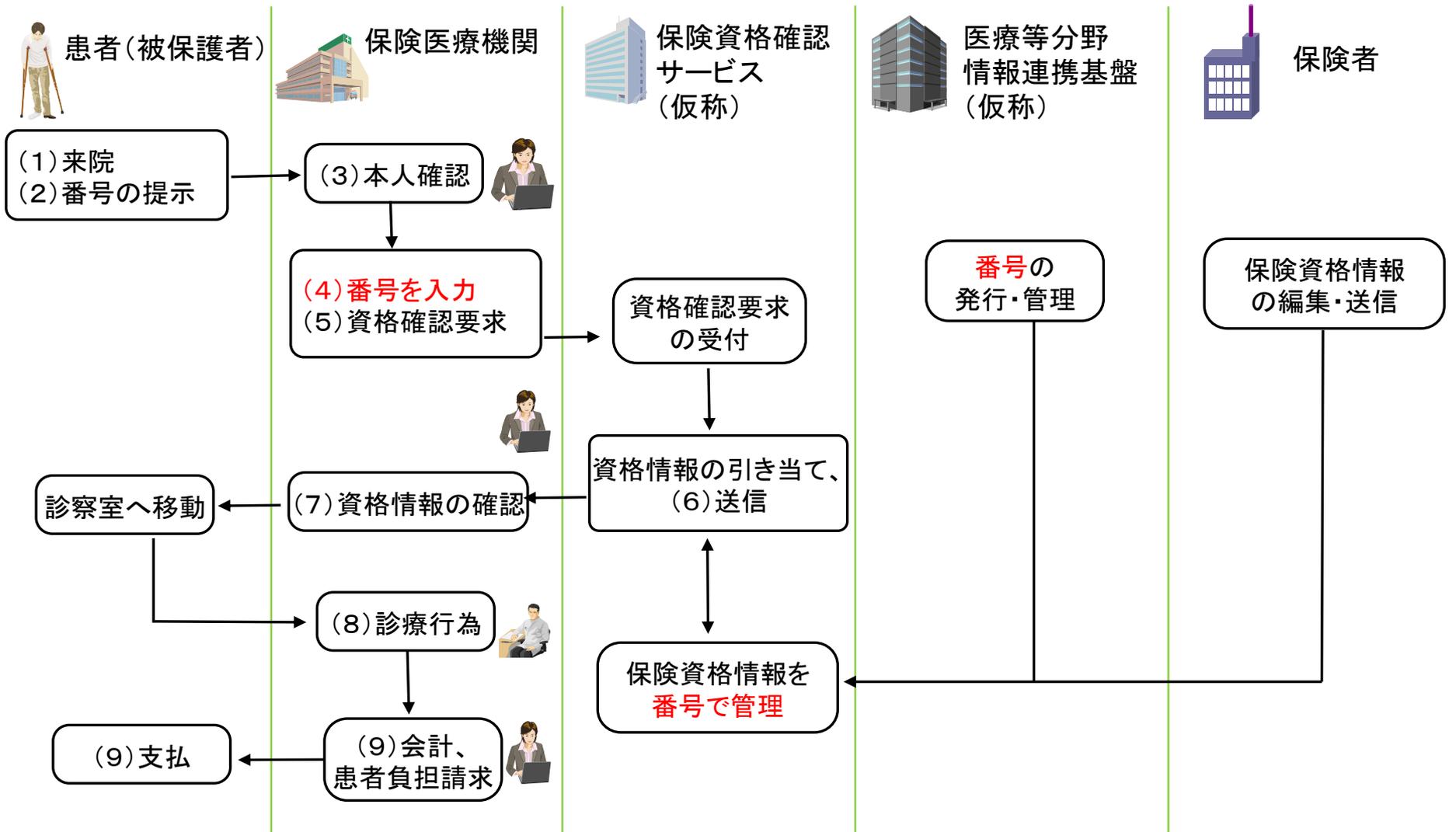
(7) 医療事務における番号の利用 (6/10)

実施イメージ(②医療等分野の見える番号利用ケース)(1/2)



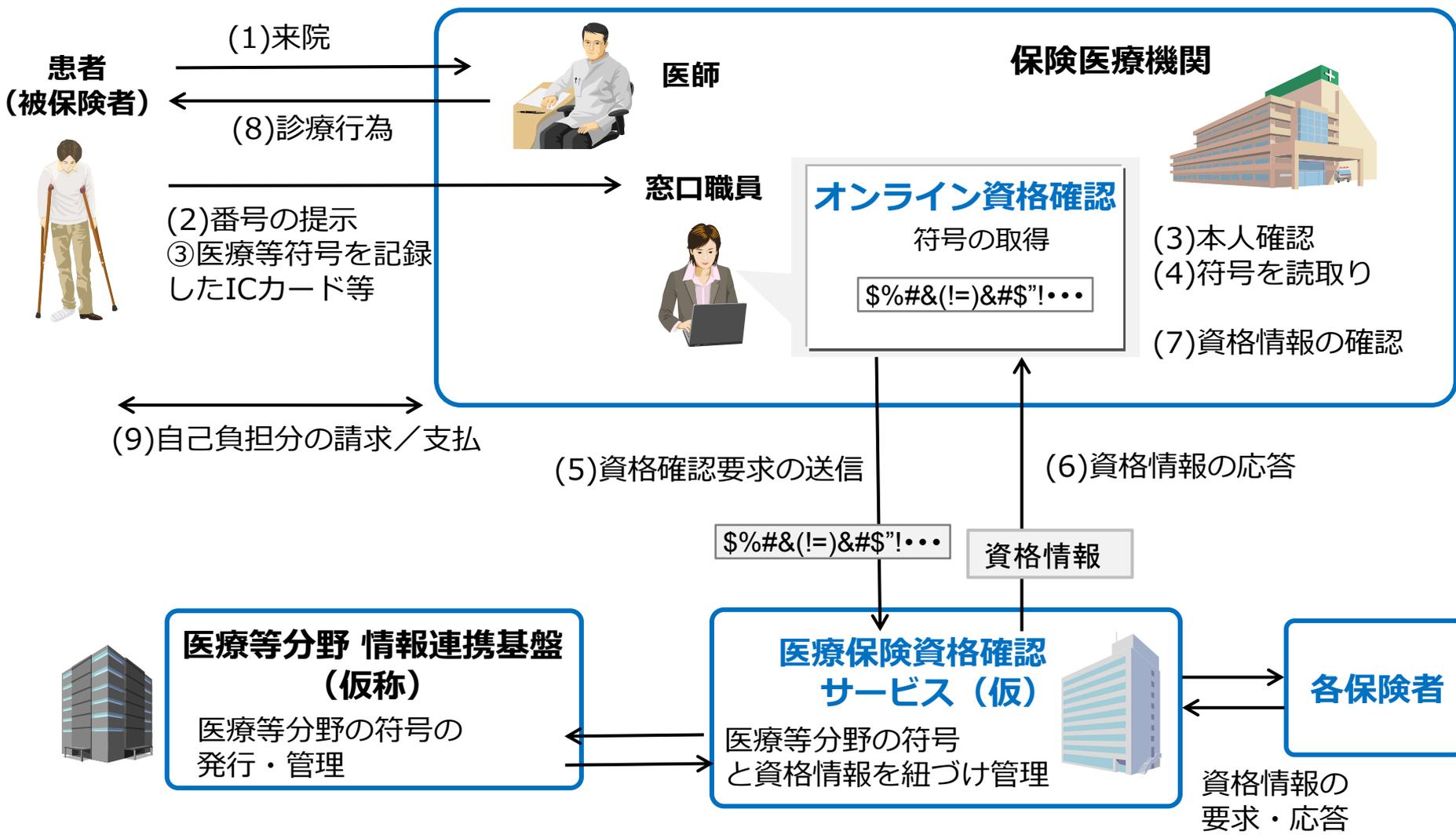
(7) 医療事務における番号の利用 (7/10)

実施イメージ(②医療等分野の見える番号利用ケース)(2/2)



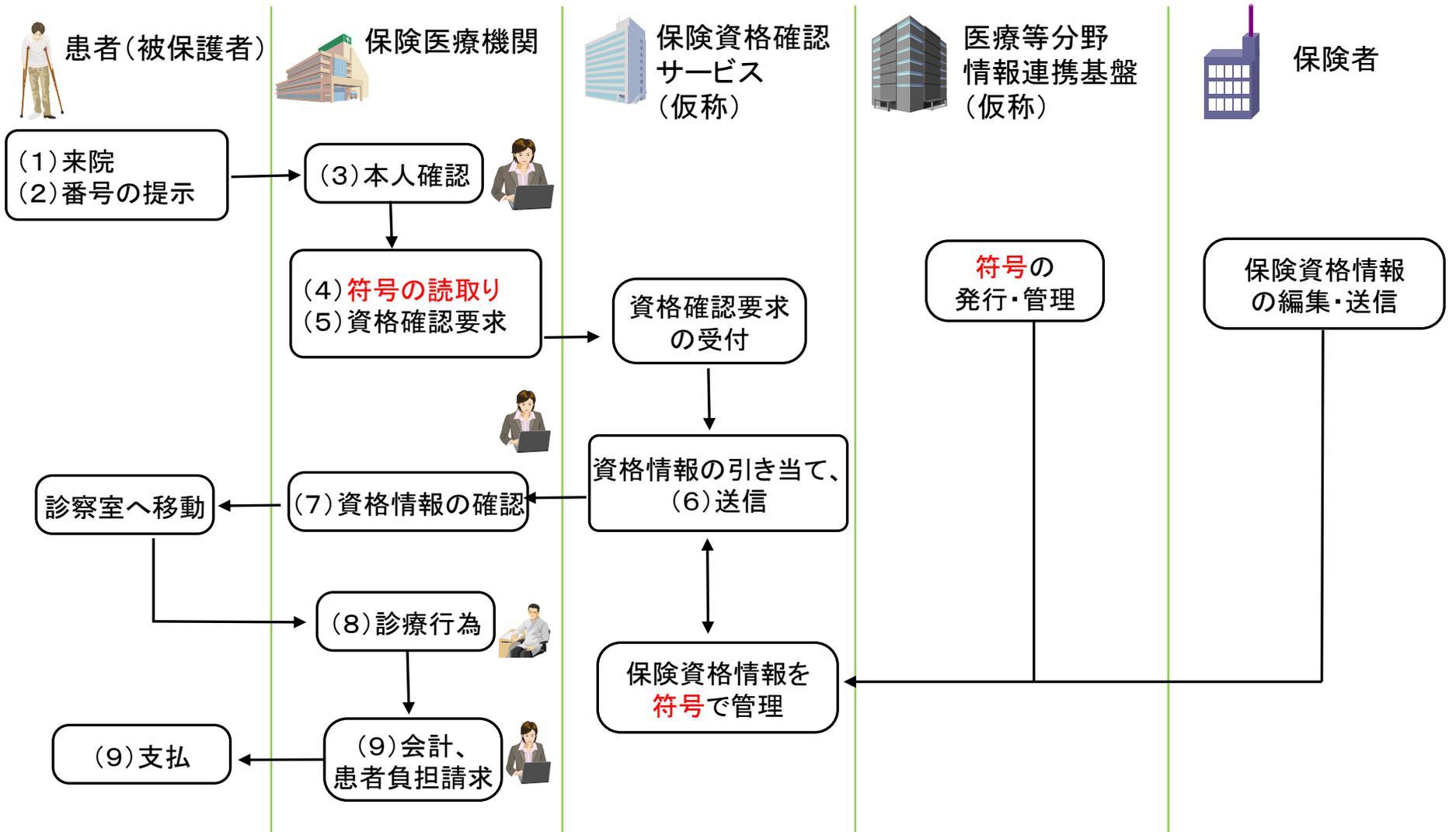
(7) 医療事務における番号の利用 (8/10)

実施イメージ(③医療等分野の符号(見えない番号)利用ケース)(1/2)



(7) 医療事務における番号の利用 (9/10)

実施イメージ(③医療等分野の符号(見えない番号)利用ケース)(2/2)



(7) 医療事務における番号の利用 (10/10)

オンラインによる医療保険資格に関する各番号の比較表

	目的を達成できるか	発展性はどうか	検討事項
マイナンバー	達成できる	発展性がある	<ul style="list-style-type: none"> 漏洩等による不正利用のリスクが高まる 不正利用の場合に医療等分野以外にも影響が及ぶリスクがある 受付など人の介在が必要である 番号の誤入力等への対応が必要である
医療等分野での見える番号	達成できる	発展性がある	<ul style="list-style-type: none"> 漏洩等による不正利用のリスクが高まる（影響は医療等分野に限定することができる） 受付など人の介在が必要である 番号の誤入力等への対応が必要である
医療等分野での符号	達成できる	発展性がある	<ul style="list-style-type: none"> 見える番号と比べて、不正利用のリスクが小さい ICカード等で符号を取得する場合、患者や窓口職員の利便性の観点から、PIN入力を必要としない本人確認の方法を検討する必要がある
保険者番号 + 被保険者証の記号・番号	一部達成できる	保険証機能を有するカード等から資格情報を電子的に取得する仕組みの場合、入力誤りを解消できる	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者が異動した場合の正確な資格情報の確認は困難 資格情報が表面に記載されているカード等から資格情報を電子的に取得する場合はPIN入力等は必要ない
医療機関No + 患者ID	医療保険の資格情報との紐づけは非常に困難		-

(8) 医療連携、医療介護連携等における番号の利用 (1/4)

ユースケース : 情報連携

番号による情報連携の目的

- ・国民の予防・医療・介護等の情報は、各施設ごとに本人の識別番号(診察券番号等)で管理されています。
- ・国民が効率的・効果的に、必要な医療・介護サービスや生活支援サービスを利用できるよう、各施設ごとに管理している情報を、迅速かつ正確に把握し、各施設間で連携・共有することが目的です。
- ・将来的には、国民自身が健康増進や疾病管理を行い、蓄積された情報を医療従事者等と共有することで、健康寿命の延伸につながることを期待されます。

情報連携の発展性

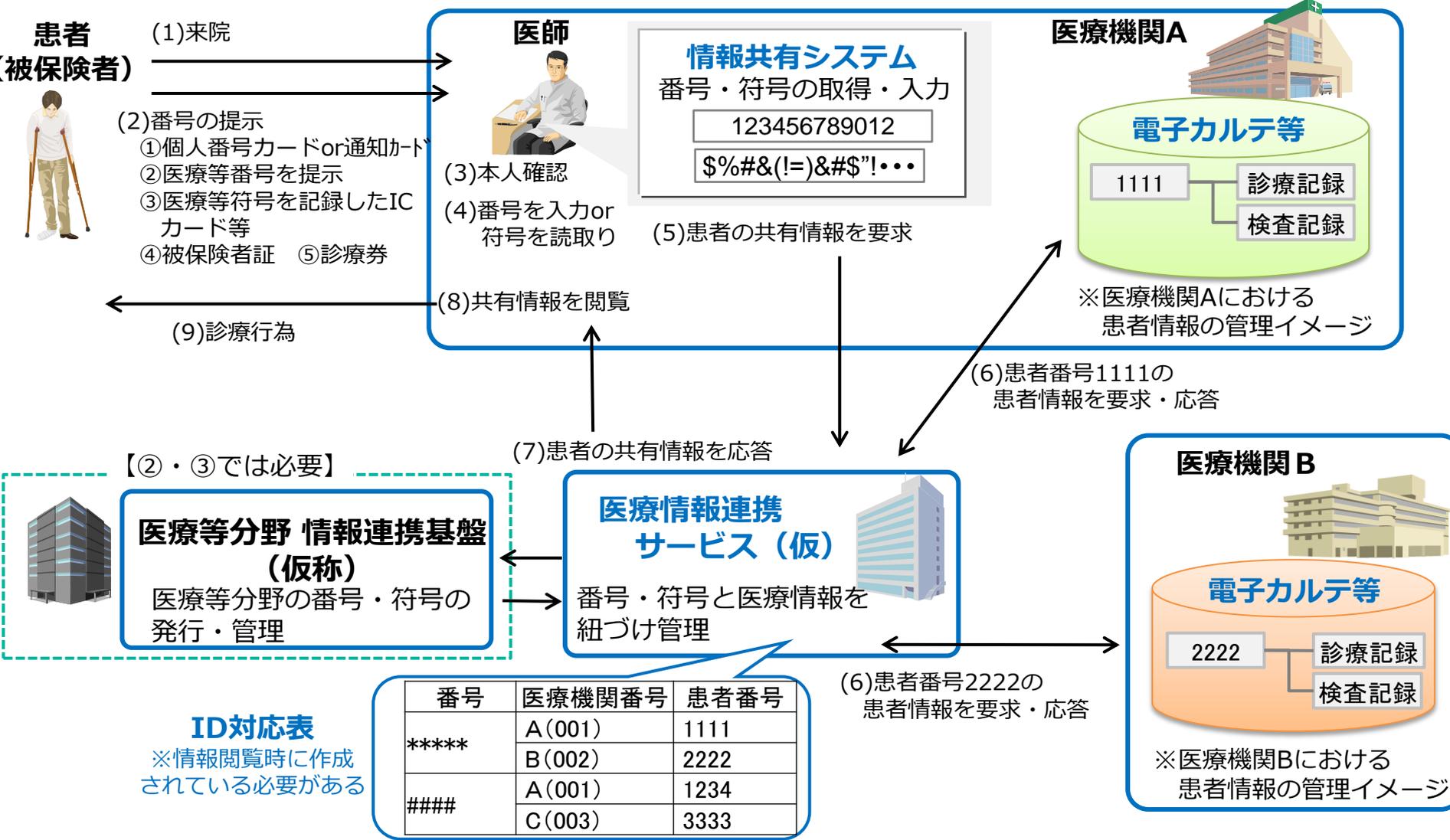
- 災害時や事故発生時など、緊急性が高く本人の意識がないような場合に、適切な対処に有効と思われる情報を、医療施設等の間で連携・把握する仕組みが可能になります。また、旅行時や出張時、帰省時などの通常の医療圏外で受診(緊急時も含む)する際に、これまでの診療の情報を把握する仕組みにも応用できます。
- 患者自身が入力・管理する情報(健康管理、慢性疾患の疾病管理など)を、医療従事者等と共有する仕組みが可能になります。

仕組みを検討する上での条件

- ・「番号」「医療機関番号」「患者番号」等の情報を統括管理するための特定の機関(医療情報連携サービス(仮称))の整備が必要です(特定の機関で、「番号」「医療機関番号」「患者番号」等を紐付けて管理する)。
- ・情報閲覧時には、医療情報連携サービス(仮称)において、「番号」「医療機関番号」「患者番号」を紐づけた「ID対応表」が作成されている必要があります。

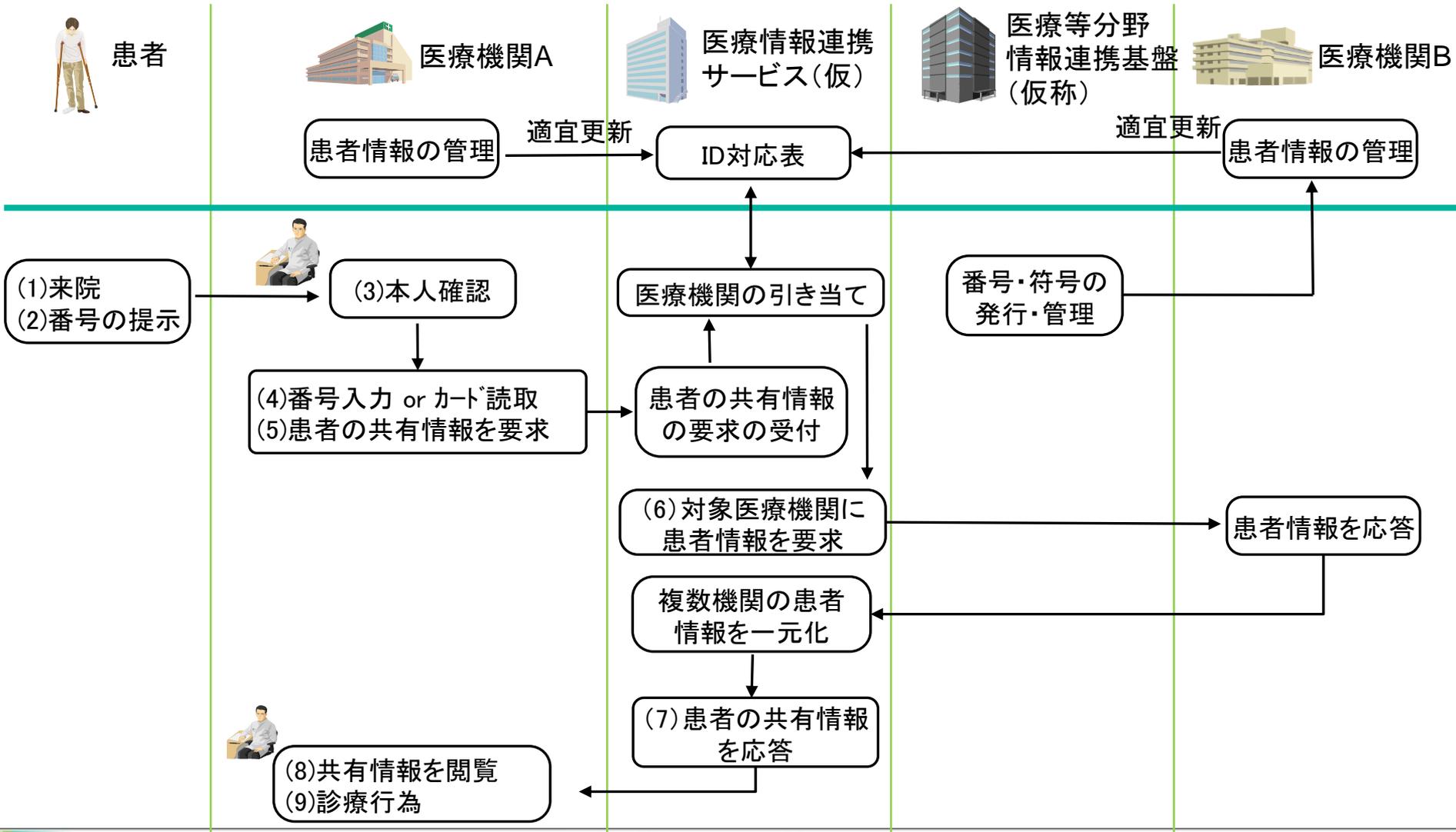
(8) 医療連携、医療介護連携等における番号の利用 (2/4)

実施イメージ(1/2)



(8) 医療連携、医療介護連携等における番号の利用 (3/4)

実施イメージ(2/2)



(8) 医療連携、医療介護連携等における番号の利用 (4/4)

情報連携に関する各番号の比較表

	目的を達成できるか	発展性はどうか	検討事項
マイナンバー	達成できる	発展性がある	<ul style="list-style-type: none"> 漏洩等による不正利用のリスクが高まる (不正利用の場合に医療等分野以外にも影響が及ぶリスクがある) 各施設や医療情報連携サービス(仮称)が特定個人情報を扱えるよう法改正が必要 医者など人の介在が必要である 番号の誤入力等への対応が必要である
医療等分野での見える番号	達成できる	発展性がある	<ul style="list-style-type: none"> 漏洩等による不正利用のリスクが高まる (影響は医療等分野に限定することができる) 医者など人の介在が必要である 番号の誤入力等への対応が必要である
医療等分野での符号	達成できる	発展性がある	<ul style="list-style-type: none"> 見える番号と比べて、不正利用のリスクが小さい
保険者番号+被保険者証の記号・番号	達成できない ※同一世帯で同じ番号を用いるため、個人を特定できない		—
医療機関No+患者ID	達成できない ※各施設の「医療機関No+患者ID」を紐づける別の番号が必要		—

(9) 研究分野での番号の利用 (1/4)

ユースケース : 前向きコホート研究

前向きコホート研究に番号を利用する目的

- ・「多目的コホートに基づくがん予防など健康の維持・増進に役立つエビデンスの構築に関する研究」(主任研究者 津金昌一郎 国立がん研究センターがん予防・検診研究センター長)では、対象者14万人の内、23,035名の死亡者(16%)、29,632名の転出者(21%)、3,015名の不明(2.1%)という数字が報告されています。(<http://epi.ncc.go.jp/jphc/>)
- ・調査研究対象者の住所や氏名などの属性が変化した場合、登録データの突合が困難となり、当該データを調査対象から除外しなければならないなど、研究精度が低下するという課題があります。番号によって、長期間の追跡調査をとぎれさせることなく、研究精度を維持することが目的です。
- ・追跡調査では異動調査、死亡情報や死因の調査、罹患の把握の作業に番号を活用すれば、効率的な作業が可能です。

発展性

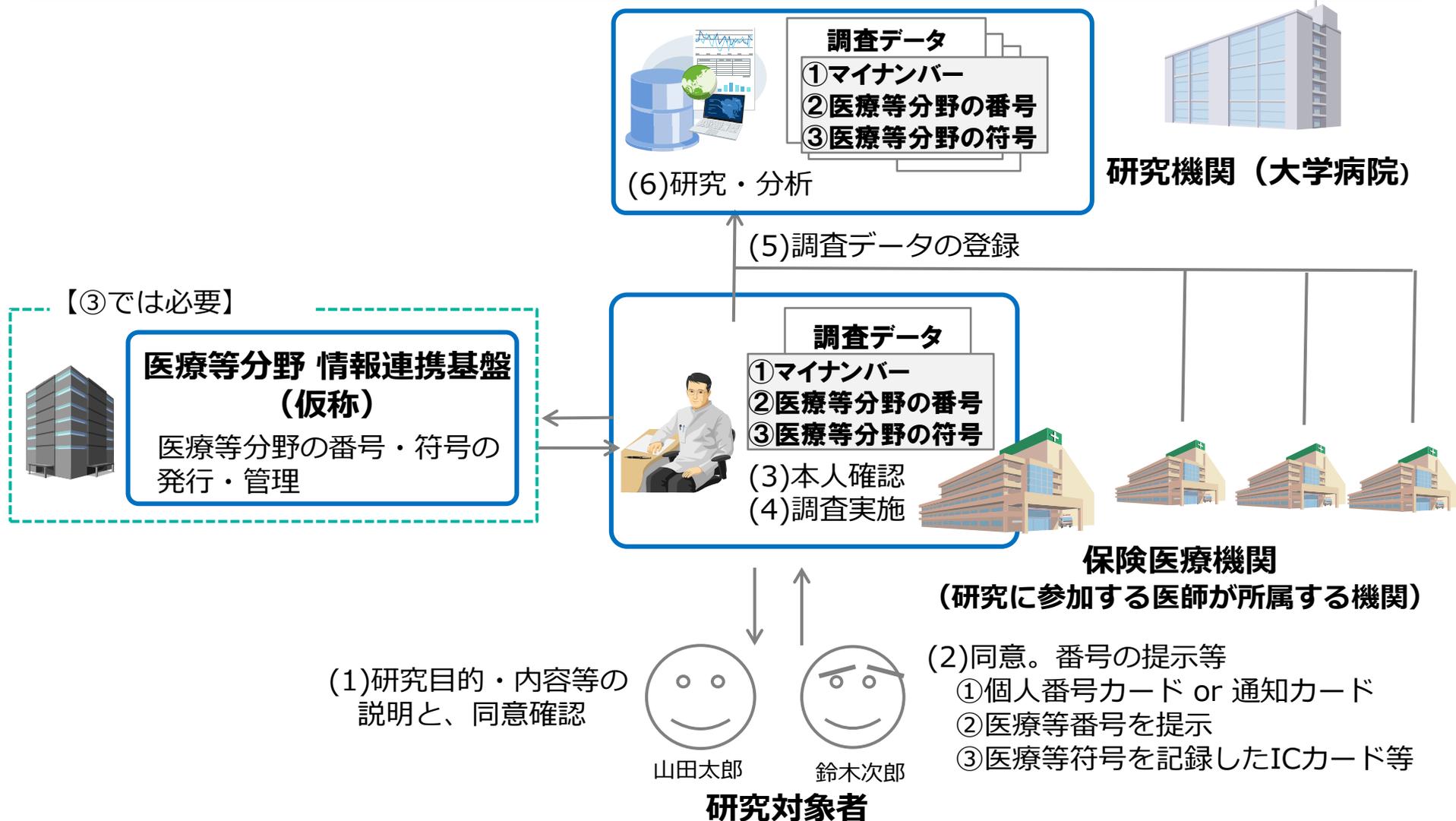
- ア) NDBなど各種データベースが番号で紐づけられれば、予防・診断・治療・介護の分野で、複数の研究データを使った新しい研究や、ある研究成果から生まれた新たな仮説の検証など、より深い研究ができる可能性があります。
- イ) 過去の記録にもさかのぼって番号を付番できれば、過去の記録調査を必要とする「後ろ向きコホート研究」や「ケースコントロール研究」にも活用できます。過去の記録への付番が困難な場合、ある時点からの記録に付番することで、将来行われるであろう「後ろ向きコホート研究」や「ケースコントロール研究」に活用できます。

仕組みを検討する上での条件

- ・情報取扱者(医師)の本人確認・資格確認、ネットワークセキュリティ、機関間の認証等の対策が講じられていることが前提です。
- ・後ろ向きコホートの場合には、既存データベースや過去の記録に番号を追加して再構築するコストが必要です。
- ・個人情報の利活用に関する法整備が必要です。

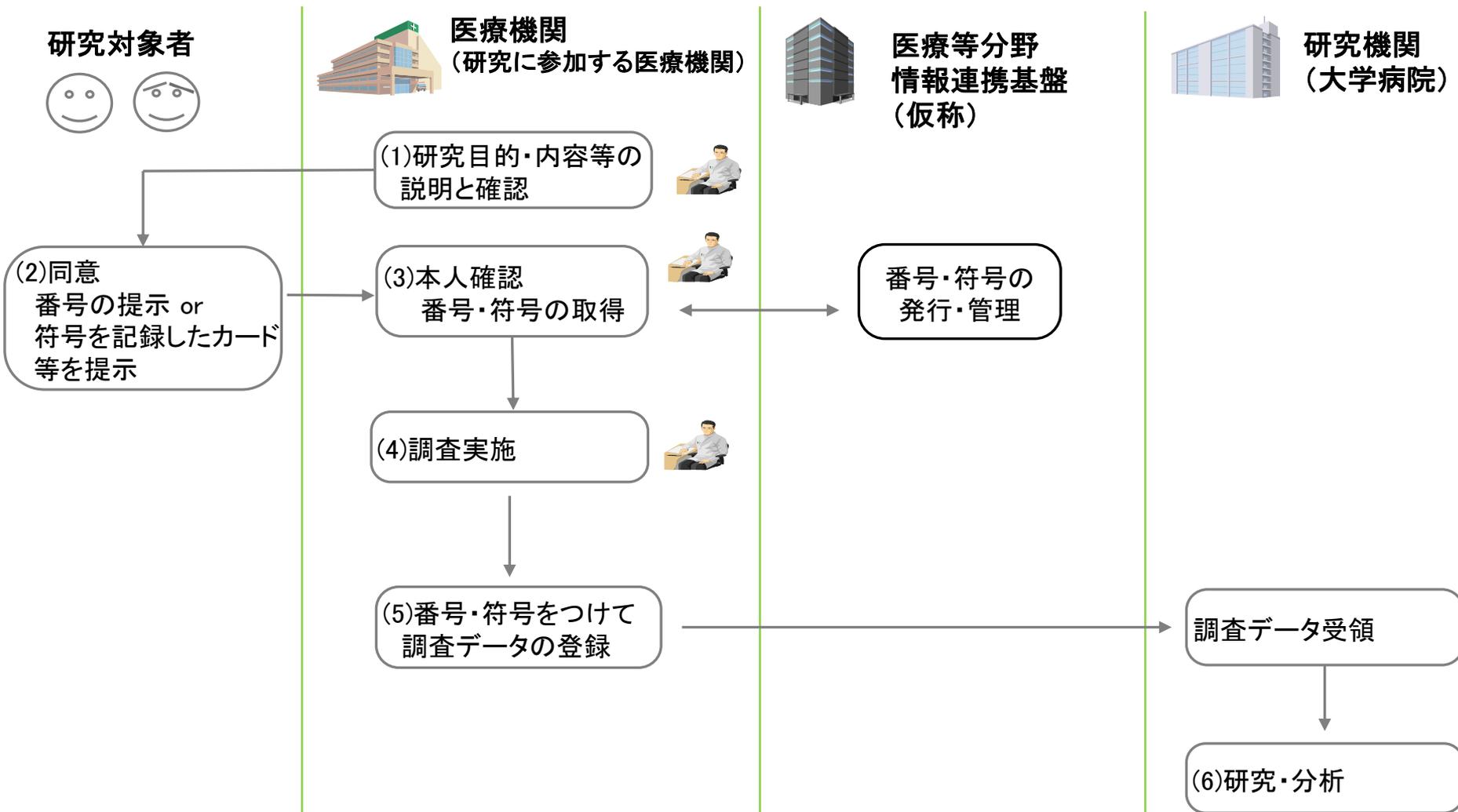
(9) 研究分野での番号の利用 (2/4)

実施イメージ(1/2)



(9) 研究分野における番号の利用 (3/4)

実施イメージ(2/2)



(9) 研究分野における番号の利用 (4/4)

前向きコホート研究に関する各番号の比較表

	目的を達成できるか	発展性はどうか	検討事項
マイナンバー	達成できる	発展性がある	<ul style="list-style-type: none"> ・成りすまし等の不正利用のリスクが高まる (不正利用の場合に医療等分野以外にも影響が及ぶリスクがある) ・的確な脆弱性対策が必要 ・番号の誤入力等への対応が必要である
医療等分野での見える番号	達成できる	発展性がある	<ul style="list-style-type: none"> ・成りすまし等の不正利用のリスクが高まる (影響は医療等分野に限定することができる) ・番号の誤入力等への対応が必要である
医療等分野での符号	達成できる	発展性がある	<ul style="list-style-type: none"> ・見える番号と比べて、不正利用のリスクが小さい
保険者番号 + 被保険者証の記号・番号	達成できない ※同一世帯で同じ番号を用いるため、個人を特定できない		—
医療機関No + 患者ID	達成できない ※各施設の「医療機関No + 患者ID」を紐づける別の番号が必要		—

(10) 国・自治体の政策立案に係る情報分析における番号の利用 (1/6)

ユースケース : がん登録

がん登録に番号を導入する目的

- ・がん罹患情報(届出票)の突合・整理にかかる事務的な負担を軽減することが目的です。
- ・がん患者の登録情報と、死亡情報を突合する際にも、同様の効率化が期待できます。

仕組みを検討する上での条件

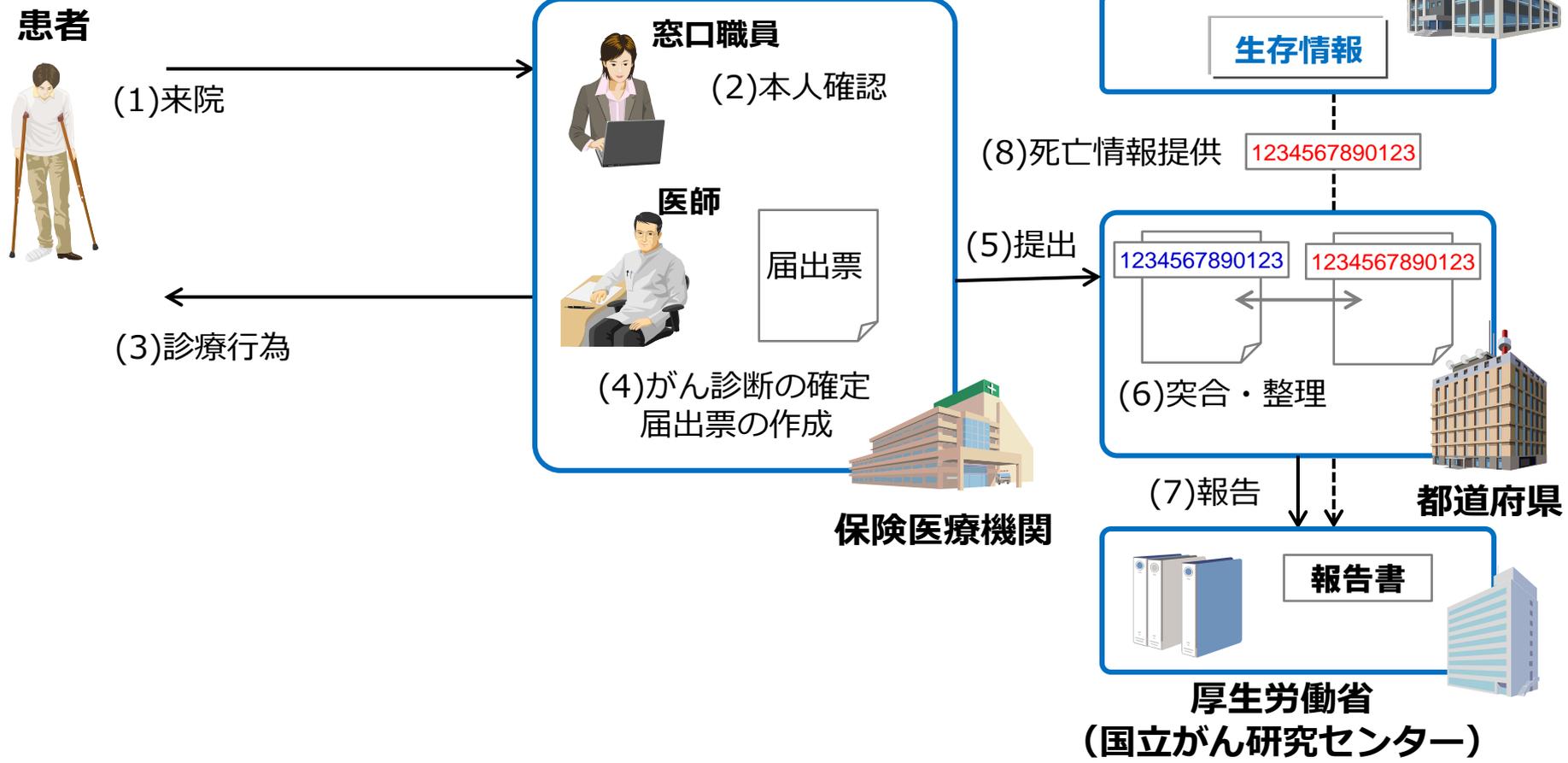
- ・がん告知に関する機微な課題があるため、患者への番号の提示要請は、医療機関受診時に認証(本人確認等)を済ませておく必要性が高いと思われます。

(10) 国・自治体の政策立案に係る情報分析における番号の利用 (2/6)

実施イメージ(1/4)

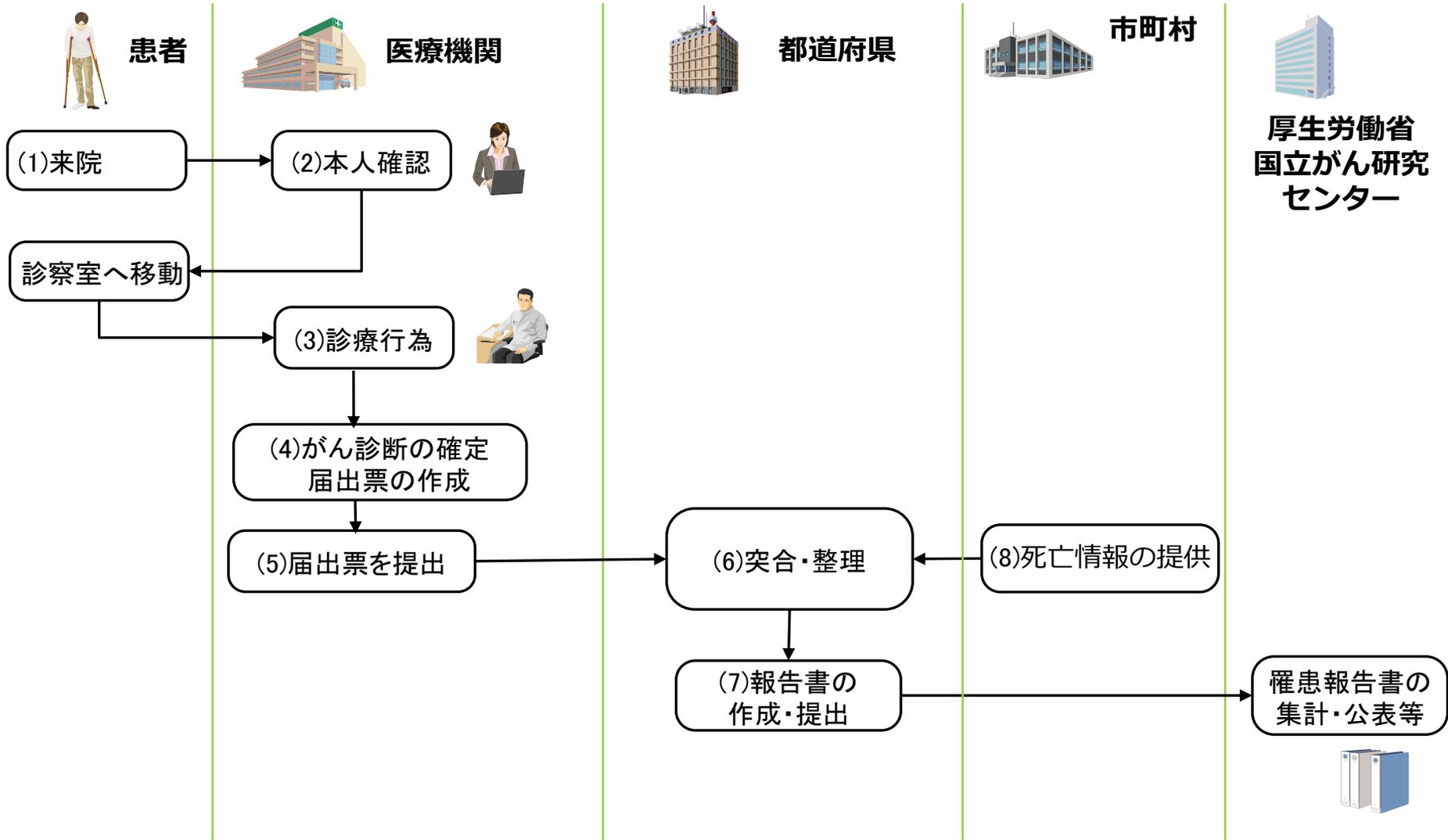
がん登録作業

照合作業・生存確認調査



(10) 国・自治体の政策立案に係る情報分析における番号の利用 (3/6)

実施イメージ(2/4)



(10) 国・自治体の政策立案に係る情報分析における番号の利用 (4/6)

実施イメージ(3/4)

がん登録作業

照合作業・生存確認調査

患者



- (1)来院
- (2)番号の提示
 - ①個人番号カード or 通知カード
 - ②医療等番号を提示
 - ③医療等符号を記録したICカード等
 - ④被保険者証 ⑤診療券

(4)診療行為



窓口職員

(3)本人確認



医師

(6)届出票
情報送信

(5)がん診断の確定



保険医療機関

(9)死亡情報提供

生存情報

市町村



(7)突合・整理

(8)報告



都道府県

報告書



厚生労働省
(国立がん研究センター)

【②、③では必要】

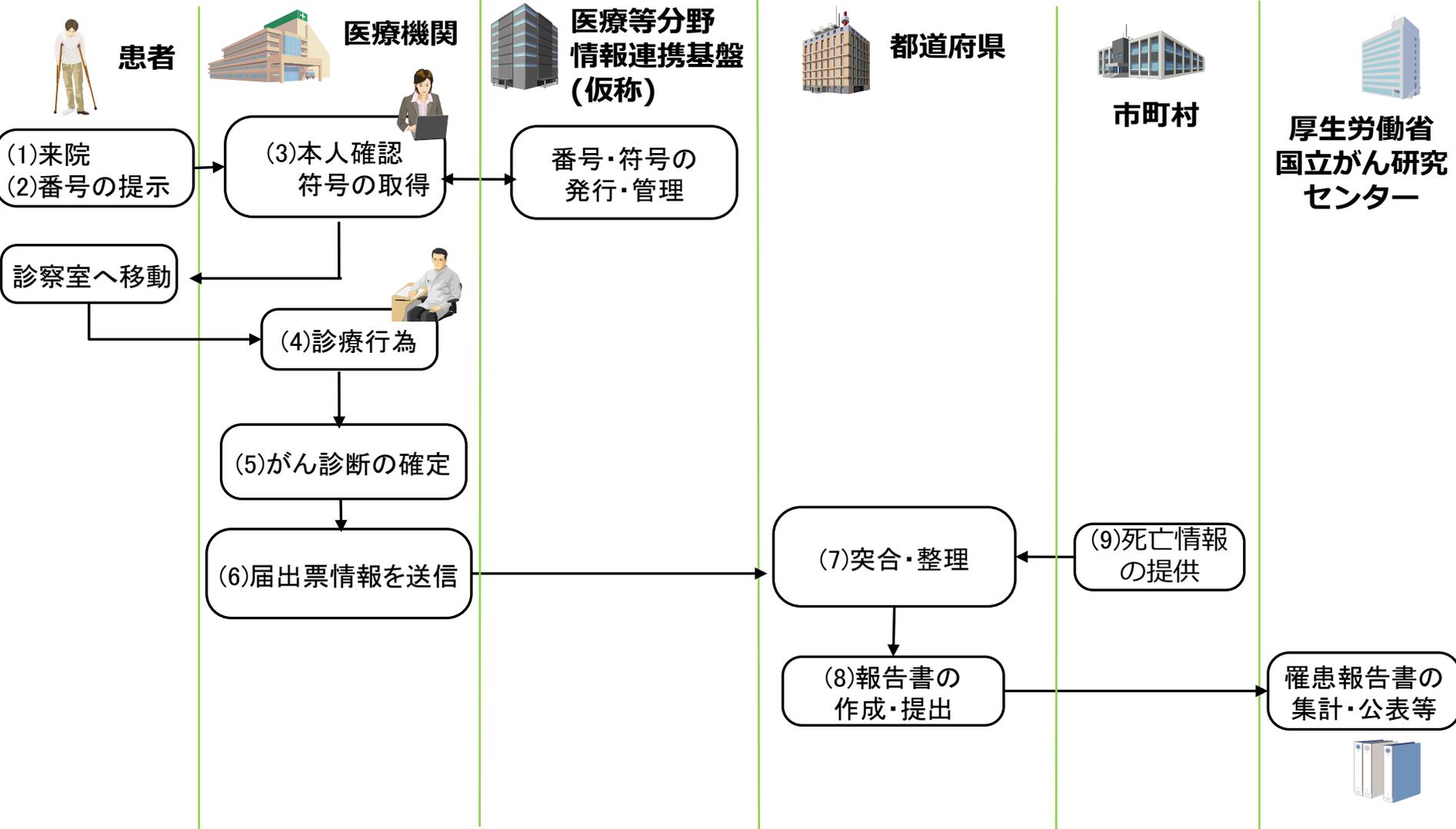
医療等分野 情報連携基盤
(仮称)

医療等分野の番号・符号の
発行・管理

番号・符号の
確認・応答

(10) 国・自治体の政策立案に係る情報分析における番号の利用 (5/6)

実施イメージ(4/4)



(10) 国・自治体の政策立案に係る情報分析における番号の利用 (6/6)

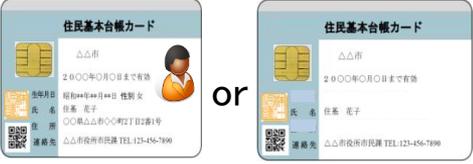
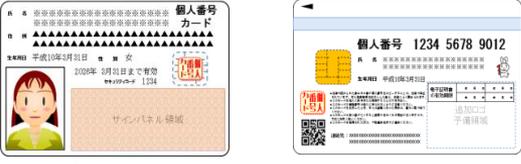
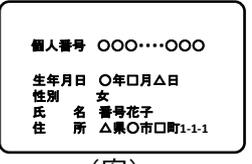
がん登録に関する各番号の比較表

	目的を達成できるか	発展性はどうか	検討事項
マイナンバー	達成できる	—	<ul style="list-style-type: none"> ・成りすまし等の不正利用のリスクが高まる（不正利用の場合に医療等分野以外にも影響が及ぶリスクがある） ・的確な脆弱性対策が必要 ・番号の誤入力等への対応が必要である
医療等分野での見える番号	達成できる	—	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県にてマイナンバーと医療等分野の番号・符号をマッチングさせる必要がある ・番号の誤入力等への対応が必要である
医療等分野での符号	符号による手続きを可能とするためには、届出提出に係る一連の処理をシステム化する必要	—	
保険者番号＋被保険者証の記号・番号 医療機関No＋患者ID	達成が困難 <ul style="list-style-type: none"> ・唯一無二性を担保できないので情報突合の運用負荷が大きい ・治療を継続しなかった患者の把握が難しい 	—	唯一無二性を担保できないので、情報突合の運用負荷が大きい（情報の欠落等による「揺らぎ」への対処を検討する必要）

以下參考資料

個人番号カード、通知カードについて

【内閣官房「番号制度の概要」より】

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 <p>○住民票コードの券面記載なし</p> <p>○顔写真は選択制</p>	 <p>表面(案)</p> <p>裏面(案)</p> <p>○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討)</p> <p>○顔写真を券面に記載</p>	 <p>○個人番号を券面に記載</p> <p>○顔写真なし</p>
2 作成・交付	<p>○即日交付又は窓口で2回来庁</p> <p>○人口3万人未満は委託可能</p> <p>○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合)</p> <p>○交付事務は自治事務</p>	<p>○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定</p> <p>○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野</p> <p>○手数料:今後検討</p> <p>○交付事務は法定受託事務</p>	<p>○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。</p> <p>○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野</p> <p>○手数料:なし</p> <p>○交付事務は法定受託事務</p>
3 利便性	<p>○身分証明書としての利用が中心</p>	<p>○身分証明書としての利用</p> <p>○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等)</p> <p>○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用</p> <p>○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用</p>	<p>○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能(番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)</p>

特定個人情報保護措置

【「医療保険者等における番号制度導入に関する説明会 配布資料」より】

- 医療保険者等は、特定個人情報の保護措置が必要になる（特に留意すべき事項は下表）
- 具体的には、①物理的措置、②技術的措置、③組織的措置が必要になる
 - ①物理的措置：例）個人番号を保管する場所の施錠、入手制限等
 - ②技術的措置：例）特定個人情報ファイルへのファイアウォールの設置、ID・パスワードの設定等のアクセス制御等
 - ③組織的措置：例）安全管理の責任者の設置、職員研修等

番号法上の制限及び義務	内容
利用、提供の制限	特定個人情報の目的外利用は原則禁止。ただし、生命等の保護のために必要な場合等に限り可能（番号法第29条）。 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等は情報提供ネットワークシステムでの提供など番号法第19条各号に規定するものに限り可能（番号法第19条）。
収集、保管の制限	番号法第19条各号により特定個人情報の提供を受けることが可能とされている場合を除き、個人番号を含む個人情報を収集し、又は保管してはならない。
提供要求の制限	番号法第19条各号により特定個人情報の提供を受けることが可能とされている場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止（番号法第15条）。
安全管理措置	個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止、その他個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じる（番号法第12条）。
特定個人情報ファイルの作成の制限	個人番号利用事務（番号法第9条第1項・2項、別表第1）及び個人番号関係事務（番号法第9条第3項）を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない（番号法第28条）。 ただし、刑事事件の捜査等のために特定個人情報の提供を行い、又は提供を受ける場合（番号法第19条第11号から第14号まで）は、必要な限度で特定個人情報ファイルを作成可能（番号法第28条）。
特定個人情報保護評価	情報保有機関は、特定個人情報ファイルの保有、変更前に、特定個人情報を保有することでどのようなリスクがあり、そのリスクをどのように軽減・緩和しているかを、情報保有機関が自ら所定の様式の評価書に記載し、公表することが必要である（番号法第27条）。

Empowered by Innovation

NEC